



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*51 和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) ..... 1

### ○ 告示

- 984 地籍調査の成果の認証 (地域政策課) ..... 4  
 985 " ( " ) ..... 4  
 986 " ( " ) ..... 5  
 987 " ( " ) ..... 5  
 988 " ( " ) ..... 5  
 989 " ( " ) ..... 6  
 990 " ( " ) ..... 6  
 991 " ( " ) ..... 6  
 992 " ( " ) ..... 7  
 993 " ( " ) ..... 7  
 994 " ( " ) ..... 8  
 995 " ( " ) ..... 8  
 996 " ( " ) ..... 8  
 997 " ( " ) ..... 9  
 998 " ( " ) ..... 9  
 999 " ( " ) ..... 9  
 1000 " ( " ) ..... 10  
 1001 " ( " ) ..... 10  
 1002 " ( " ) ..... 11  
 1003 形質変更時要届出区域の指定の解除等 (環境管理課) ..... 11  
 1004 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) ..... 11  
 1005 " ( " ) ..... 12  
 1006 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課) ..... 12  
 1007 " ( " ) ..... 13  
 1008 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課) ..... 13  
 1009 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " ) ..... 13  
 1010 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の変更 (障害福祉課) ..... 14  
 1011 林業種苗生産事業者講習会の実施 (森林整備課) ..... 14  
 1012 保安林の指定 ( " ) ..... 15  
 1013 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 15  
 1014 道路の供用開始 ( " ) ..... 16  
 1015 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 16

### ○ 警察本部告示

4 和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ..... 16

○ 監査公表  
 監査公表第15号 ..... 19

○ 諸報  
 入札公告 (警察本部) ..... 30

○ 正誤  
 平成23年12月16日付け和歌山県報第2316号和歌山県告示第1295号中 ..... 33

規 則

和歌山県規則第51号

和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山県環境影響評価条例施行規則（平成12年和歌山県規則第160号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。

別表第1の1の項イ中「第2条第6号」を「第2条第7号」に、「同条第7号」を「同条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改め、同項オ中「緑資源公団法施行令（昭和31年政令第218号）第19条第1項第2号に規定する大規模林道事業」を「森林法（昭和26年法律第249号）第193条に規定する林道の開設又は拡張の事業であって、森林法施行令（昭和26年政令第276号）別表第3林道の開設に要する費用の項第6号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第1号（2）及び同項第2号（3）に規定する林道に係るもの」に改め、同表7の項中「以上」を「以上であるもの」に改め、同表18の項中「環境事業団、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

別表第2の17の項中「条例別表第1の8項」を「別表第1の8の項」に改め、同表の18の項を次のように改める。

18 別表第1の13の項に該当する対象事業	原料又は使用燃料の量	1時間当たりの原料又は使用燃料の量が10パーセント以上増加しないこと。
	排出水の量	1日当たりの平均的な排出水の量が10パーセント以上増加しないこと。

別表第2の19の項中「条例別表第1の14項及び15項の項」を「別表第1の14の項及び15の項」に改め、同表20の項中「条例別表第1の16項の項」を「別表第1の16の項」に改め、同表21の項中「条例別表第1の17項の項」を「別表第1の17の項」に改める。

別表第3の18の項を次のように改める。

18 別表第1の13の項に該当する対象事業	原料又は使用燃料の量	1時間当たりの原料又は使用燃料の量が10パーセント以上増加しないこと。
	排出水の量	1日当たりの平均的な排出水の量が10パーセント以上増加しないこと。

別記第1号様式から別記第15様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

別記第16号様式中「身分証明書」を「職員証明書」に改める。

第2条 和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中クをコとし、キをケとし、カの次に次のように加える。

キ 出力が7,500キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業

ク 出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業

別表第2中21の項を22の項とし、15の項から20の項までを1項ずつ繰り下げ、同表14の項中「キ又はク」を「ケ又はコ」に改め、同項を同表15の項とし、同表13の項の次に次の1項を加える。

14 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第3中21の項を22の項とし、15の項から20の項までを1項ずつ繰り下げ、同表14の項中「キ又はク」を「ケ又はコ」に改め、同項を同表15の項とし、同表13の項の次に次の1項を加える。

14 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業（以下「新規対象事業」という。）について、和歌山県行政手続条例（平成7年和歌山県条例第52号）第34条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。
  - (1) 環境影響評価の項目を記載した書類であって和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号。以下「条例」という。）第7条の公告及び縦覧に相当する手続を経たものであると認められるもの 同条の手続を経た方法書
  - (2) 前号に掲げる書類に対する環境保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって知事及び条例第6条に規定する地域を管轄する市町村長に対する送付に相当する手続を経たものであると認められるもの 条例第9条の手続を経た同条の書類
  - (3) 知事が第1号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 条例第10条第1項の書面
  - (4) 環境影響評価の結果について環境の保全の見地から一般の意見を聴くための準備として作成された書類であって条例第15条の公告及び縦覧並びに第16条第1項又は第4項の周知に相当する手続を経たものであると認められるもの 条例第15条及び第16条の手続を経た準備書
  - (5) 前号に掲げる書類に対する環境保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって知事及び関係市町村長に対する送付に相当する手続を経たものであると認められるもの 条例第18条の手続を経た同条の書類
  - (6) 知事が第4号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 条例第19条第1項の書面
  - (7) 前号の意見が述べられた後に第4号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであ

ると認められる書類 条例第20条第2項の評価書

(8) 条例第21条の公告及び縦覧に相当する手続を経たものと認められる書類 同条の手続を経た評価書

3 新規対象事業であって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項の規定による届出がなされたもの（施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは第22条で定める軽微な変更のみをして実施されるものに限る。）については、条例第2章から第9章までの規定は、適用しない。

4 前項の場合において、当該新規対象事業を実施する者は、同項の規定にかかわらず、当該対象事業について、条例第5条から第21条まで又は第11条から第21条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

5 条例第23条から第25条まで、第26条第2項及び第29条から第31条までの規定は、前項の規定による環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「附則第4項に規定する新規対象事業を実施する者」と読み替えるものとする。

## 告 示

### 和歌山県告示第984号

和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成23年9月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

### 和歌山県告示第985号

和歌山県日高郡みなべ町山内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成23年9月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡みなべ町山内の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡みなべ町山内の一部地区

5 認証年月日  
平成24年8月8日

**和歌山県告示第986号**

和歌山県日高郡みなべ町熊岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成23年9月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡みなべ町熊岡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡みなべ町熊岡の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

**和歌山県告示第987号**

和歌山県日高郡日高川町大字中津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年1月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字中津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字中津川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

**和歌山県告示第988号**

和歌山県日高郡日高川町大字上田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町

- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年1月11日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字上田原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字上田原の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

**和歌山県告示第989号**

和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年1月31日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

**和歌山県告示第990号**

和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成22年6月1日から平成24年3月9日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

**和歌山県告示第991号**

和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18

0号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月26日から平成23年10月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

---

**和歌山県告示第992号**

和歌山県田辺市龍神村安井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月26日から平成23年10月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市龍神村安井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市龍神村安井の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

---

**和歌山県告示第993号**

和歌山県田辺市龍神村西の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月26日から平成23年10月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市龍神村西の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市龍神村西の一部地区
- 5 認証年月日

平成24年8月8日

**和歌山県告示第994号**

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字短野・妙寺の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期  
平成21年4月16日から平成23年12月26日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字短野・妙寺の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字短野・妙寺の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

**和歌山県告示第995号**

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園北寺の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月27日から平成24年1月23日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園北寺の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園北寺の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

**和歌山県告示第996号**

和歌山県紀の川市桃山町神田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期



平成21年6月22日から平成23年12月19日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市桃山町神田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市桃山町神田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

---

**和歌山県告示第997号**

和歌山県橋本市紀見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成20年4月21日から平成23年3月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市紀見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市紀見の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

---

**和歌山県告示第998号**

和歌山県橋本市出塔の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成20年4月21日から平成23年3月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市出塔の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市出塔の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

---

**和歌山県告示第999号**

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年3月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

**和歌山県告示第1000号**

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年3月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

**和歌山県告示第1001号**

和歌山県有田郡湯浅町大字田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年3月16日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡湯浅町大字田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡湯浅町大字田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

## 和歌山県告示第1002号

和歌山県有田郡湯浅町大字田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年3月16日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡湯浅町大字田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡湯浅町大字田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年8月8日

## 和歌山県告示第1003号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成23年和歌山県告示第41号により指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）について、次のとおりその指定を解除した。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定を解除する区域の所在地

解除前の形質変更時要届出区域の所在地	解除の内容
田辺市元町字三四六859番2の一部	一部解除

- 2 指定を解除する区域の表示  
次の図のとおり
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置等  
掘削除去
- 5 形質変更時要届出区域として継続する区域において土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物  
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1004号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成24年10月1日まで縦覧に供する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年7月31日

2 名称

特定非営利活動法人Mi・Kumano

3 代表者の氏名

楠本晴美

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市湊962番地の3

5 定款に記載された目的

この法人は外国からの来訪者に対し、日本の伝統的文化及び世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を理解していただくための解説と案内、並びに地域住民特に学生を中心とする若者に対し語学啓発を行って、国際交流に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1005号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて置いて、平成24年10月1日まで縦覧に供する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年8月1日

2 名称

特定非営利活動法人震災から命を守る会

3 代表者の氏名

白井康浩

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市北出島85-21-5

5 定款に記載された目的

この法人は、国民すべてに対して、地震防災に関する事前対策活動及び広報に関する事業を行い、地震に依る被害軽減に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1006号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田薬	調剤薬局花みかん てんてん店	田辺市たきない町28-33	平成

61-24

24.7.5

## 和歌山県告示第1007号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀医 12-24	こんにちはクリニック	紀の川市桃山町元785番地1	平成 24.8.1

## 和歌山県告示第1008号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業 者 番 号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期間の 満 了 の 日
30722011 59	社会福祉法人三養福 社会	居宅介護支援事業所 田辺の郷	田辺市芳養松原一丁目 31番10号	居宅介護支援	平成 24.6.1	平成 30.5.31
30722011 91	株式会社夢愛美	ケアプラン夢愛美	田辺市湊1184-15	居宅介護支援	平成 24.7.1	平成 30.6.30

## 和歌山県告示第1009号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業 者 番 号	事業者の名称 又 は 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期間の 満 了 の 日
30721008 23	有限会社亀甲	訪問介護事業所ふじ の里	日高郡日高町大字荊木 字町之坪115-1、116- 1、117-1	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 24.6.1	平成 30.5.31
30722011 34	社会福祉法人三養福 社会	ヘルパーステーショ ン田辺の郷	田辺市芳養松原一丁目 31番10号	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 24.6.1	平成 30.5.31
30713008 12	株式会社アイガアル	デイサービス愛があ る	かつらぎ町中飯降1657 番地の2	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 24.6.1	平成 30.5.31
30717005 16	株式会社B00	リハビリデイサービ スももたろう貴志川	紀の川市貴志川町長原 650-1	通所介護・介 護予防通所介	平成 24.6.1	平成 30.5.31

				護		
30721008 31	有限会社亀甲	通所介護事業所ふじの里	日高郡日高町大字荊木字町之坪115-1、116-1、117-1	通所介護・介護予防通所介護	平成 24.6.1	平成 30.5.31
30722011 42	社会福祉法人三養福祉会	デイサービスセンター田辺の郷	田辺市芳養松原一丁目31番10号	通所介護・介護予防通所介護	平成 24.6.1	平成 30.5.31
30725007 66	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	串本町古座デイサービスセンター	東牟婁郡串本町上野山291-4	通所介護・介護予防通所介護	平成 24.6.1	平成 30.5.31
30722011 67	社会福祉法人三養福祉会	短期入所生活介護田辺の郷	田辺市芳養松原一丁目31番10号	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成 24.6.1	平成 30.5.31
30718002 90	株式会社こころ	ヘルパーステーションこころ	岩出市溝川292-1(辺見苑内)	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 24.7.1	平成 30.6.30
30713008 20	合同会社輝	ヘルパーステーション輝	伊都郡かつらぎ町中飯降175-3	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 24.7.1	平成 30.6.30
30715005 10	有限会社優心の郷	サンライズケア優心	有田市糸我町西496番地1	通所介護・介護予防通所介護	平成 24.7.1	平成 30.6.30
30725007 74	医療法人かなめ会	サンテ・ヴィラージュ太地デイケア	東牟婁郡太地町太地字北通谷1285番1	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成 24.7.1	平成 30.6.30
30722011 83	伊藤忠エネクスホームライフ関西株式会社	伊藤忠エネクスホームライフ関西株式会社田辺支店	田辺市下三栖1475-137	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成 24.7.1	平成 30.6.30

## 和歌山県告示第1010号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害児通所支援の種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3052300 047	第二なぎの木園	放課後等デイサービス	事業所の所在地	新宮市木ノ川709	新宮市新宮3415-1	平成 24.7.9

## 和歌山県告示第1011号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとお

り実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 開催日時 平成24年9月28日（金）午前10時から午後5時まで
- 2 開催場所
  - (1) 講義 和歌山県林業試験場小教室（上富田町生馬1504-1）
  - (2) 実習 和歌山県林業試験場中辺路試験地（田辺市中辺路町栗栖川291）
- 3 講習科目
  - (1) 種苗に関する法令
  - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
  - (3) 種苗の生産技術に関する事項
- 4 講習受講の申込み  
受講希望者は、受講申込書に受講料として和歌山県証紙14,000円分を貼り付けて、最寄りの各振興局地域振興部林務課（以下「林務課」という。）に9月7日（金）までに申し込むこと。
- 5 その他
  - (1) 申込書の用紙は、林務課で交付する。
  - (2) 講習日に講習に必要なテキスト代として1,500円を徴収する。

#### 和歌山県告示第1012号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字小阪字大戸1863の2（次の図に示す部分に限る。）、字亥ノ子屋敷2081から2085まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大戸1863の2、字亥ノ子屋敷2081・2085（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月17日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 堺かつらぎ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字西飯降字 宮崎253番4地先から同町大字西 飯降字宮崎248番1地先まで	旧	8.80 ) 9.90	71.37	
同上	新	9.90 ) 9.90	71.37	

**和歌山県告示第1014号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 堺かつらぎ線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字西飯降字宮崎253番4地先から同町大字西飯降字宮崎248番1地先  
まで

供用開始の期日 平成24年8月17日

**和歌山県告示第1015号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3179	海南市岡田字垣添19番1の 一部、水路	和歌山市餌差町一丁目36番 地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 24. 8. 6	6.00	41.33

**警察本部告示**

**和歌山県警察本部告示第4号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成24年8月17日

和歌山県警察本部長 植田 秀人



## 1 一般競争入札に付する業務の名称等

## (1) 業務の名称

和歌山県警察捜査支援システム増強及び貸借業務

## (2) 業務の内容等

和歌山県警察捜査支援システム増強及び貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成24年8月17日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム増強業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

カ この入札に係る貸借業務と同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、次に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

(ア) 24時間365日運用によるサーバ機器について、メンテナンスリース又はレンタルをした実績を有すること。

(イ) 24時間365日運用によるネットワーク機器について、メンテナンスリース又はレンタルをした実績を有すること。

キ 営業品目に貸借を有する者であること。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

ケ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

コ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びクからコマまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム増強業務を担当する者は（1）のオの要件を、貸借業務を担当する者は（1）のカ及びキの要件をそれぞれ満たしていること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過し

ていないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧 (メーカー名、製品名 (型名)、数量、仕様等を記載したもの)。

ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書 (過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書 (過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書 (障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 保守体制証明書

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の (ア)、(コ) 及び (ス) から (ソ) までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、

(サ) の書類についてはシステム増強業務を担当する構成員が、(シ) の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出することとする。

また、(イ) から (ケ) までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書 (コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書 (法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状 (コンソーシアム構成員) 及び委任状 (コンソーシアム代表者)

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧 (メーカー名、製品名 (型名)、数量、仕様を記載したもの)。

ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書 (過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書 (過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書 (障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 保守体制証明書

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1)のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)及び(ケ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成24年8月17日（金）から同月30日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成24年9月3日（月）までの間に和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 本庁舎4階会議室3
- (2) 日時  
平成24年8月23日（木）午前10時
- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所  
3の(1)に掲げる申請書類は、平成24年8月17日（金）から同年9月6日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所  
刑事企画課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110（代表）  
ファクシミリ番号 073-423-2779
- 7 資格審査の結果通知  
資格審査の結果は、郵便により平成24年9月18日（火）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。
- 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成24年9月24日（月）午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答は、平成24年9月27日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第15号

平成24年2月10日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年8月17日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

## 1 東牟婁振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

## 注意事項

ア 講習会負担金の資金前渡について、支出負担行為として整理する時期を誤っていた事例があったので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）第13条に定める証紙受払月計表を備えていなかったもので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

## 注意事項

ア 今後、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）を遵守するとともに、支出事務の手引を参照し、支出負担行為として整理する時期を誤らないよう適正な処理に努める。

イ 監査において注意を受けて以降、和歌山県証紙規則の遵守を職員に周知徹底し、証紙の受払の状況を適正に登記している。

## 2 東牟婁振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

## 注意事項

ア 生活保護費返還金の未収金については、平成22年度末で約680万円となっており、前年度末に比し約418万円減少している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して返還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成22年度末で約261万円となっており、前年度末に比し約59万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 平成15年度の母子寡婦福祉資金貸付金に係る一部の償還金の調定漏れが判明し、調定等を行い対処しているが、今後適正な事務処理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

## 注意事項

ア 生活保護費返還金の未収金の減少に向けて、粘り強く償還指導を継続するとともに、時効を迎えたものなど徴収が不可能なものについては、不納欠損処分を行うなど債権管理の一層の徹底を図っている。

また、不正受給の防止について、生活状況、収入及び資産状況の申告義務について、周知徹底を図るとともに、課税状況、年金及び随時の預貯金調査を行い、保護の適切な実施に努めている。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については現年度及び過年度ともに電話及び文書による催告に加え、自宅を訪問して償還指導を行うなど債権管理に努めている。

また、新規貸付時には資金の使途や償還能力を十分把握するために、本人、連帯借主及び連帯保証人の同席を求め、事前協議及び面接を実施するとともに、本貸付けの目的や意義等についての説明を行い、償還義務の意識付けを行っている。

ウ 平成15年度の母子寡婦福祉貸付資金に係る一部の償還金の調定漏れについては、自宅訪問の上、説明を行い、現在は償還が開始されている。

また、毎月個別システム登録を公文書で送付するなど部内でのチェック機能を強化し、適正処理に努めている。

### 3 東牟婁振興局健康福祉部申本支所

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

#### 注意事項

ア 生活保護費返還金の未収金については、平成22年度末で約570万円となっており、前年度末に比し約369万円減少している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して返還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成22年度末で約131万円となっており、前年度末に比し約40万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

#### 注意事項

ア 未納者の大部分が現在も生活保護受給中であるが、分割納付等により粘り強く償還指導を行うなど、債権管理の一層の徹底を図っている。

また、被保護世帯の収入状況の早期把握が不正受給や未収金発生防止につながることから、被保護者全員を対象にした課税調査の早期実施や随時の預貯金調査を行うとともに、より一層、民生委員や役場担当課など関係機関との連携を密にし、保護の適切な実施に努めていく。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、未納者の生活実態の把握に努め、必要に応じて分割償還の方法などにより回収を行うとともに、電話及び文書による催告に加えて夜間においても自宅等を訪問し償還指導を行い適切な債権管理に努めている。

また、新規の未収金の発生を防止するため、貸付時において償還指導の徹底を図っている。

### 4 東牟婁振興局新宮建設部

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

#### 注意事項

ア 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、不納欠損処分等により平成22年度末で約402万円となっており、前年度末に比し約104万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

イ 工事請負契約の違約金の収入未済額は、不納欠損処分により平成22年度末で約38万円となっており、前年度末に比し、約651万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

ウ 船舶引揚の代執行に係る収入未済額は、平成22年度末で18万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

エ 廃道敷地の一部を通路として占用することに対し、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項により許可を与え、和歌山県道路占用料徴収条例（昭和28年条例第7号）に基づき占用料を徴収して

いるが、廃道敷地については、同法及び同条例が適用されないので、適正に処理されたい。

オ 国土交通省近畿地方整備局長による河川の占用許可に係る占用料の収入調定において、平成22年度中に許可期間が満了する場合でも、引き続き現行の許可内容どおりに許可されると想定し、占用料を収入調定しているが、同整備局長からの許可通知に基づき適正に処理されたい。

#### 検討事項

廃道敷地については、平成22年度末で7件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに、処理方針を決定している箇所について、処理を進められたい。

### (3) 監査の結果に基づき講じた措置

#### 注意事項

ア 公営住宅の未収金については、徴収業務を委託している徴収員と連携し、夜間訪問等による督促及び徴収を繰り返すことで縮減に努めている。

また、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導を行うことで未収金の増加を防ぎ、長期滞納者に対しては訴訟等法的措置を実施するなど、一層、適切な債権管理に努めていく。

イ 工事請負契約不履行に伴う違約金の未収金については、債務者が生活困窮等により徴収困難な状況であるが、引き続き訪問による督促を行うなど未収金の回収に努めていく。

ウ 納入義務者は、高齢者世帯であり、定期的に担当者が納入義務者宅を訪問し徴収を行っている。

平成23年度においては、世帯主の入院などもあり、目標額に至らなかったが、今後も定期的に戸別訪問を行うなど納入義務者の現状を把握しながら適切な債権管理を行っていく。

エ 監査調書等で廃道敷地として報告を行っていた箇所について、精査したところ、現道の道路区域内であることが判明し、結果として、道路法第32条第1項による占用許可が適正であったこととなるが、今後は、道路管理上重要な道路区域について間違いが生じないように十分に注意する。

オ 直轄管理区間の河川占用料の調定については、許可期限満了後も国において継続して許可されるものとみなし、年額の調定を行い占用料を徴収してきたが、今後は、国土交通省近畿地方整備局長の許可通知に基づき適正に調定を行う。

#### 検討事項

未処理となっている廃道敷地について、今回の監査を受け、再度精査したところ、1件については、道路の供用廃止後、廃道敷地の一部を所有者に返還したこと及びその残地については、現道の道路区域内であることが判明し廃道敷地でないことが判明した。

また、現在、1件を道路区域に含めることとして処理を行っており、平成24年度には未処理地が2件減少の5件となる。

今後も引き続き適正な管理に努めるとともに廃道敷地の現況に応じた処理を行う。

## 5 東牟婁振興局串本建設部

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

#### 注意事項

ア 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成22年度末で約68万円となっており、前年度末に比し約6万円の増額となっている。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

イ 歳入歳出外現金として受け入れた所得税相当額について、納期内納付を怠っていた事例があったので、今後適正な事務処理に努められたい。

ウ 重機賃借料の単価契約が、串本地区駐在の会計駐在員に合議されていなかったのが適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

#### 注意事項

ア 公営住宅の未収金については、戸別訪問による督促、徴収を行うとともに、連帯保証人への督促も併せて行ない、縮減に取り組んでいる。

また、長期滞納者については明け渡し措置等を行い、適切な債権管理に努める。

イ 歳入歳出外現金の所得税相当額の納付については、今後、平成23年9月15日付け監察第65号及び会第218号のとおり適正な処理に努める。

ウ 今後、和歌山県財務規則を厳守するとともに、支出事務の手引、その他関連発出文書を参照し、適正な処理に努める。

## 6 子ども・女性・障害者相談センター

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

### 注意事項

ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成22年度末で約1,420万円となっており、不納欠損処分等により前年度末に比し約156万円減少している。

今後も、子ども未来課及び障害福祉課と協議を進めるとともに、戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図りたい。

イ センター建物内に公衆電話を設置しているが、平成22年度の公衆電話料金について、収入手続をしていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 平成23年2月分の非常勤職員の報酬に係る社会保険料について、同年3月に歳入歳出外現金として受け入れているが、受入金更正依頼手続を行わず、歳入歳出外現金として残ったままになっているため適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

### 注意事項

ア 児童福祉施設負担金の未収金の徴収については、現年度、過年度分滞納者を①生活困窮や転居先不明等により回収が困難なケース、②分納中で完納が見込めるケース、③分納中であるが完納に至らないケースの3つのケースに仕分け、個別具体的な滞納者の状況を勘案し、訪問による徴収等を行い、未収金の徴収に努めている。

今後とも、当センターを挙げて、個別訪問や電話督促等により徴収事務の強化を図り、未収金の縮減に努めていく。

イ 公衆電話料金の収入調定をしていなかったことについて、予備監査終了後、会計事務の適正化を職員に徹底し、毎週定期的に手続を行っている。

ウ 平成23年2月分の非常勤職員の報酬に係る社会保険料を歳入歳出外現金として残したままになっていたが、予備監査終了後、総務事務集中課に対し受入金更正手続を行い、更正処理を行った。

今後、このようなことのないよう職員に徹底した。

## 7 なぎ看護学校

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

### 注意事項

西日本電信電話株式会社に対する電話柱の行政財産の使用許可について、当該電話柱には、同社の通信ケーブルの外に電線等が共架されているので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

### 注意事項

通信ケーブルに共架している関西電力株式会社に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求めた上、行政財産使用料を適正に納付させている。

## 8 公営競技事務所

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金については、平成22年度末における未収額は約2億円となっている。

今後も、引き続き、未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。

イ 工作物である鳩ネット及び金網塀を和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）第17条に基づく用途廃止の手続を行うことなく撤去していたので、適正に処理されたい。

ウ 競輪場及び周辺地域清掃業務委託について、契約書に定められている実績報告書が提出されていなかったもので、適正に処理されたい。

エ 競輪場の使用については、自転車競技法（昭和23年法律第209号）に基づく場合は、和歌山競輪場管理条例施行規則（昭和25年規則第43号）第2条により使用料を徴している。自転車競技法に基づかない場合は、知事が使用料をその都度定めることとなっているにもかかわらず定めていなかったもので、適正に処理されたい。

検討事項

選手宿舎全般の管理を和歌山県公営競技主催者協議会へ委託しているが、負担金支出により同協議会に委託する根拠が不明確であるので、今後の管理委託のあり方について検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 引き続き、未納者の収入状況等を把握し、消滅時効にかからないよう適切な弁済指導を行う。

イ 監査終了後、当該工作物の用途廃止手続を行った。

今後、このようなことのないよう職員に徹底を図った。

ウ 速やかに実績報告書の提出を求め、受理した。

今後、関係法規や契約事項に留意し、適正な執行を図る。

エ 自転車競技法に基づかない場合の使用許可の範囲及び使用料について検討を行い、事務処理方法を関係各課と協議し、適正に対処する。

検討事項

選手宿舎管理を県主催者協議会へ負担金により委託していたが、管理方法について関係課を交えて検討を行っている。

9 和歌山下津港湾事務所

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の収入未済額は、プロジェクトチームを編成して徴収を行った成果等により約310万円減少し、平成22年度末で約2,795万円となっている。

今後も未納者の現状を把握し、港湾使用料等の未収金対策マニュアルに基づき適切な債権管理に努められたい。

イ 代休に係る22時から24時までの夜勤手当が1件支給されていなかったもので追給されたい。

ウ 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条に基づく海岸保全区域の占用許可に係る占用料及び港湾法（昭和25年法律第218号）第37条に基づく港湾区域内の公共空地等の占用料を和歌山県営港湾施設管理特別会計の歳入としているが、当該特別会計の歳入は、港湾施設の使用料をもって歳入とするものであるもので、適正に処理されたい。

エ 平成22年度に収納した過年度の漁港使用料及び小型船舶係留施設使用料について、地方自治法第2



31条の3第2項の規定による延滞金徴収条例(昭和39年和歌山県条例第4号)に基づく延滞金が徴収されていないので、適正に処理されたい。

#### 検討事項

港湾ガントリークレーンについて、平成22年度の使用料収入が555万円であるが、通常の保守点検業務委託費に約1,000万円を要している。引き続き、ポートセールス等に努めるとともに、使用料収入の増額を図る方策を検討されたい。

#### (3) 監査の結果に基づき講じた措置

##### 注意事項

ア 未収金対策マニュアルに基づき、適切な債権管理に努めた結果、未収金は平成23年度末で2,685万円となり、平成22年度末と比較し110万円減少した。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努める。

イ 支給されていなかった代休に係る夜勤手当については、平成24年2月に追給を行った。

ウ 海岸法第7条に基づく海岸保全区域の占用許可に係る占用料及び港湾法第37条に基づく港湾区域内の公共空地等の占用料については、平成24年度から一般会計の歳入として適正に処理する。

エ 延滞金については、徴収に向け、各種調査及び臨戸訪問等を行う。

#### 検討事項

港湾ガントリークレーンの収益向上を図るため、貨物便対策で連携する総合交通政策課とともにコンテナターミナルの利用拡大に努める。

#### 10 和歌山県立串本古座高等学校

##### (1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

##### (2) 監査の結果

##### 注意事項

ア 学校医の報酬を、本人でなく医療法人に支払っていたので、適正に処理されたい。

イ 超過勤務手当について、週休日に勤務を行っていないにもかかわらず、25/100の手当を支給していた事例があったので、返還措置を講じられたい。

ウ 電話使用料の支払処理を重複して行ってしまったため、過払分を戻入したが、会計年度を超え6月に戻入を行っているため、今後適正に処理されたい。

エ 複写機の賃貸借契約において、従来から見積合せによる随意契約を実施しているが、簡易公開調達を適用されたい。

オ 串本、古座校舎の生徒集会室他を育友会会長に福利厚生目的で行政財産の目的外使用許可を与えているが、対象となる自動販売機の設置場所が含まれていないので、適正に処理されたい。

##### (3) 監査の結果に基づき講じた措置

##### 注意事項

ア 監査後、直ちに本人口座の登録を行い、本人口座へ支払を行っている。

今後、このようなことのないよう、適正な会計事務を行っていく。

イ 超過勤務手当の過払いについて、直ちに本人に連絡を行い、平成24年3月13日に過払額3,596円を返納させた。

また、超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の記載について、改めて職員に周知徹底し、適正に事務を行っている。

ウ 電話使用料の支払処理について、支払事務の審査体制を見直した。

今後、このようなことのないよう資金前渡口座を定期的に確認するよう徹底した。

エ 複写機の随意契約について、平成24年度に係る契約から簡易公開調達制度により、適正な事務処理を行っている。

オ 生徒集会室等行政財産の目的外使用許可については、実態を確認して教育財産使用許可の変更を

行い、適正に処理した。

11 和歌山県立みくまの支援学校

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

注意事項

児童生徒送迎業務委託契約において、契約上は、実績報告書の提出後、検収を行うようになっているが、実績報告書の提出はなく同報告書に添付する乗務報告書のみの提出となっており、検収も乗務報告書提出前に行われていたので、今後、契約書記載どおり適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

児童生徒等送迎業務委託契約の実績報告書の提出漏れについては、速やかに委託業者から提出させ受理した。

今後、乗務報告書及び実績報告書の提出を受理した後に検収を行うよう職員に徹底した。

12 有田警察署

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

注意事項

電柱の行政財産使用許可について、当該電柱には電線の他に通信ケーブル等が共架されているので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

電柱に共架していた通信ケーブル設置者に対し、行政財産の使用許可手続を行った。

13 湯浅警察署

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

注意事項

吉原職員宿舎が国道424号の道路区域に建てられている問題について、道路管理者とも協議しているが、解決に向け、引き続き努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

吉原職員宿舎の用地については、警察用行政財産とするため、道路管理者において境界確定の土地測量等を推進しているところである。

引き続き、道路管理者と協力の上、現状の是正に向け努力していく。

14 串本警察署

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 通信運搬費の支出において、履行確認を行っていないものがあつたので、適正に処理されたい。

イ 代表者印のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があつたので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 支出事務について適正に処理するよう注意喚起を行い、再発防止に努めていく。

イ 請求書の所要事項の確認を徹底し、適正な支出事務に努めていく。

15 新宮警察署

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

注意事項

消耗品費及び手数料について、支出負担行為として整理する時期を誤っていた事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

支出負担行為について適正に処理するよう注意喚起を行い、再発防止に努めていく。

16 公益財団法人わかやま産業振興財団

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

注意事項

設備貸与事業に係る未収金については、平成22年度末で約1億8,762万円あり、前年度末に比し約60万円減少したが、依然として多額である。

今後も、引き続き、未収金の回収に向け努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

設備貸与事業に係る未収金については、依然として多額の未収金が存在するので、財団の最重要課題として、債務者本人はもとより連帯保証人やその相続人に対しても、法的な回収方法を含めた積極的な折衝に取り組む。

17 和歌山県住宅供給公社

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設（敷地を含む。）のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。

イ 平成22年度における宅地分譲等の事業実績は、岸宮サニータウン1区画及び新宮蜂伏団地2区画の合計3区画の宅地分譲を行っているが、引き続き、残りの保有土地の分譲に努力されたい。

ウ 県営住宅の管理受託に係る県営住宅、特定公共賃貸住宅及び駐車場の平成22年度末の収入未済額は、約1億4,814万円であり、前年度末に比し約3,089万円減少しているが、引き続き、県建築住宅課及び徴収事務委託管理人と連携し、未収金の減少に努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 道路敷等の公共施設の移管については、地元自治会及び和歌山市との協議を積極的に行っているが、今後も早期に移管できるように努める。

イ 分譲宅地の販売促進については、紹介制度の活用や新聞折込チラシ等の広告宣伝等を積極的に行っている。西庄・夢タウン団地については価格の見直しを行い、2区画を完売した。

残りの区画についても早期完売に努める。

ウ 県営住宅使用料の未収金の縮減に積極的に取り組んだ結果、平成23年度末で1,629万円減らすことができた。

今後も、「家賃滞納整理方針」に基づき、適正な債権管理に努めるとともに、新たな滞納者に対しては早期に納付指導に取り組む。

18 公立大学法人和歌山県立医科大学

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 診療費（附属病院本院患者負担分）の未収金については、平成22年度末で1億8,865万円となっており、前年度末に比し150万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、督促・納入指導等を行い、債権管理に努められたい。

イ 随意契約により血管内診断装置の賃貸借契約を結んでいるが、法人契約事務取扱規程第26条に定める予定価格が設定されていなかったため、適正に処理されたい。

ウ ドクターヘリ運航事業委託業務については、特定の者と契約しているが、唯一の委託先とは考えられないので、当該契約のあり方を検討の上、適切に処理されたい。

エ 職員の兼業については、法人職員就業規則で認められ、法人職員兼業規程により運用されている。勤務時間が影響を受ける場合、勤務時間の割り振り変更で対応しているが、変更後の勤務実態が確認できていない事例があったため、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 診療費の未収金の管理については、随時、電話や文書による督促を行うとともに、専任職員を配置し、訪問調査、督促及び徴収を実施している。また、高額で一括払いが困難な患者には分割の相談に応じるなど、早期回収に努めている。

さらに、事務局と病棟との連携を密にし、患者の経済状況等を把握し、できるだけ公費による救済制度や高額現物給付制度を適用することにより未収金の発生防止に努めている。

なお、平成23年度末の未収金（回収確実な損保分を除く。）は、平成22年度末に比べ約475万円減少している。

今後も、引き続き、積極的に未収金対策に取り組んでいく。

イ 本法人の契約において定めた各規程等を遵守し、必要な手続については漏れがないよう適正に処理する。

ウ ドクターヘリの運航委託については、航空法（昭和27年法律第231号）に基づく運送事業免許を持つ運航会社で、運航開始前までに700箇所を超える着陸場の地勢や飛行条件を把握し、パイロット、整備士等を確保し、及びヘリコプター本体等の準備期間が必要となってくるため、ドクターヘリによる救命活動を中断することなく、継続的にドクターヘリの運航管理を実施するには、単年ごとの契約事務になじまず、複数年契約が妥当であると考えている。

今後、ドクターヘリ運航事業の特殊性を勘案しつつ、契約の主体やその方法等について引き続き県と検討する。

エ 和歌山県立医科大学出勤簿取扱規程を改正し、教員の出勤簿に兼業の割り振りについての記載欄（定期的兼業・単発的兼業）を設け、兼業日や割り振り先が分かるように整理した。

また、当該規程の改正について、各講座に対して平成24年5月14日付け通知で徹底を図り、運用を開始した。

19 財団法人和歌山県人権啓発センター

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 財団会計規程第34条に基づく固定資産台帳が作成されていなかったため、適正に処理されたい。

イ 財団事務処理規程で、予定価格が1件500万円以上の委託契約は、事務局長の専決事項ではないにもかかわらず、事務局長の決裁で執行されていたため、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

## 注意事項

- ア 固定資産台帳については、財団会計規程に従い作成し、適正に処理した。
- イ 予定価格が1件500万円以上の委託契約に関する事務処理については、財団事務処理規程に従い、理事長の決裁を受け、適正に処理する。

## 20 社団法人和歌山県青少年育成協会

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

## 注意事項

- ア 海外派遣事業にかかる渡航経費等について、資金前渡を行っているが、勘定科目を仮払金とし、当該資金前渡の支払が完了した際、証拠書類を提出して精算する必要があるにもかかわらず、これら事務処理を怠っていたので、適正に処理されたい。
- イ 海外派遣事業に係る旅行代金を委託料として支出しているが、法人会計規定に定められている支出負担行為、入札及び契約書の作成を行っていなかったため、適正に処理されたい。
- ウ 寄附金収入にかかる以下の点について、問題があるので適正に処理されたい。
  - (ア) 普通預金として収入しているにもかかわらず、未収金として処理していたため、平成22年度末の残高証明書における普通預金の額と財産目録の普通預金の額が一致していない。
  - (イ) 公債を受け入れているにもかかわらず、有価証券ではなく、普通預金として処理したため、貸借対照表が正しく表示されていない。
- エ 法人会計規程では、耐用年数1年以上、取得価格が10万円以上の備品は固定資産となり、固定資産台帳、財産目録等に記載することとなるが、平成22年度末で、記載されていないものがあったため、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

## 注意事項

- ア 事務処理に誤りがあったため、支払経過等の確認作業を行い、精算書を作成した。
- イ 法人会計規程に定められている入札及び契約関係の規定に充分留意し、今後、適正に処理する。
- ウ 会計事務についての認識が不足していたことが理由であり、今後、公認会計士の指導の下に会計研修を行い、適正に処理する。
- エ 備品の管理について、記載漏れが判明したため、監査後、速やかに現行の法人会計規程に基づき、記載した。

## 21 財団法人南方熊楠記念館

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

## 注意事項

未払金を短期借入金として処理し、補助金に係る実績報告書の収支決算書も、誤って記載しているので、適正に処理されたい。

今後は、会計処理規程を整備するとともに、公益法人会計基準に基づき、会計帳簿を処理・作成されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

## 注意事項

未払金として処理し、収支決算書等の会計報告も適正化を図っている。

また、公益法人会計基準に基づき、経理規定を設けるとともに庶務規定の改正を行った。

## 22 社会福祉法人きのかわ福祉会

(1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

(2) 監査の結果

## 注意事項

ア 共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所創設のための基本設計・監理業務を随意契約で行っているが、和歌山県社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金交付要綱第5条第1項第11号の規定に基づき競争入札に付されたい。

イ 和歌山県社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金交付要綱第8条に基づく工事着工報告書及び工事進捗状況報告が提出されていなかったため、適正に処理されたい。

## (3) 監査の結果に基づき講じた措置

## 注意事項

ア及びイ 今後、県の補助事業を実施するに当たっては、補助金交付要綱の規定や交付決定通知書の条件等に留意し、適正に実施する。

## 23 学校法人本願寺学園（鷺森幼稚園）

## (1) 監査実施年月日 平成24年1月30日

## (2) 監査の結果

## 注意事項

私立幼稚園経常費補助金について、算定基礎となる園児数を誤って報告したため、算定基準に基づく金額を超えた補助金の交付を受けているので、当該補助金を所管する総務学事課と協議の上、適正に処理されたい。

## (3) 監査の結果に基づき講じた措置

## 注意事項

算定基礎となる園児数を正確に報告し、算定基準に基づく金額を越えた補助金を返還する。

## 諸 報

## 入 札 公 告

和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成24年8月17日

和歌山県警察本部長 植 田 秀 人

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成24年度

## (2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務 一式

## (3) 履行期間

ア 和歌山県警察捜査支援システム増強業務

契約日から平成25年3月31日までの間

イ 和歌山県警察捜査支援システム賃貸借業務

平成25年3月1日から平成30年2月28日までの間

## (4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

## (6) 入札金額

総額で入札することとする。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年和歌山県警察本部告示第4号に規定する和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

## (2) 期間

平成24年8月17日（金）から同月30日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

## 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び日時等

## (1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の（1）に同じ。

## イ 日時

3の（2）に同じ。

## (2) （1）により交付する入札説明書に対して質問がある者は、刑事企画課に対して平成24年9月3日（月）午後4時までに書面により行うものとする。

## 5 入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 本庁舎4階会議室3

## (2) 日時

平成24年8月23日（木）午前10時

## 6 一般競争入札の執行の場所、日時等

## (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 本庁舎2階会議室2

## イ 入札日時

平成24年10月3日（水）午前10時

## (2) （1）の入札の執行に当たり、入札参加者は、本県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

## (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

## (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当させることができる。

## (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年

和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。) 第85条から第88条までに定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までに定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、刑事企画課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない刑事企画課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Increase and rental of Wakayama Prefectural Police Criminal Investigation Support System
- (2) Time limit for tender :  
By hand: Wednesday, October 3, 2012 10:00 A.M.
- (3) Contact point for the notice :  
Wakayama Prefectural Police Headquarters  
Police Administration Department  
Finance Section



1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

phone: 073-423-0110

正 誤

正 誤

平成23年12月16日付け和歌山県報第2316号和歌山県告示第1295号中

ページ	誤	正
9	大字東浜田字西中370番1地先	大字島字川ソコ343番4地先